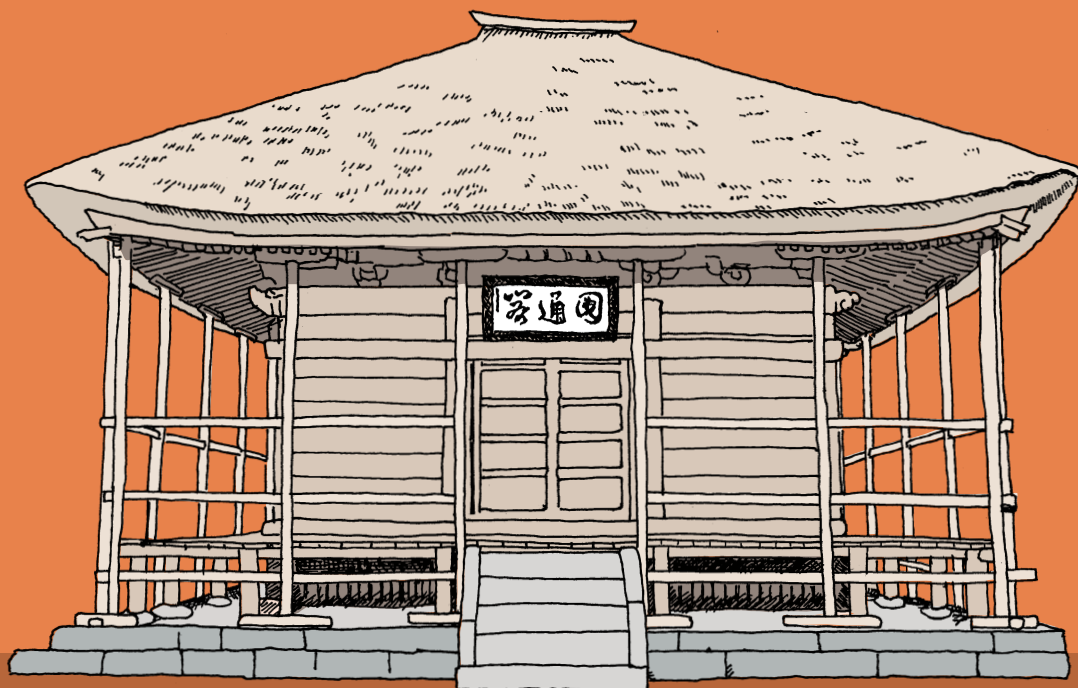


# 基本計画



成法寺観音堂(只見町梁取)

#### 成法寺観音堂

室町時代後期の建造物とされ、国指定の重要文化財であり、御蔵入三十三観音の第一番札所です。また、観音堂に安置される木造聖観音菩薩坐像は、県指定の重要文化財です。

# I. 自然と共生するまちづくり

## 〈基本方針〉

1. 自然保護意識の醸成
2. 雪と共存するまちづくり
3. 道路網の整備と定住環境の整備
4. 自然と調和し地域イメージに合った景観づくり
5. 水環境の保全と上下水道の整備
6. 環境衛生の充実



# 1. 自然保護意識の醸成

## 現状と課題

平成26年6月12日に只見町全域と檜枝岐村の一部が「只見ユネスコエコパーク」に登録となりました。これは、豊かな自然環境やそこで暮らす私たちの暮らしが世界的に認められた結果でもあります。しかし、その素晴らしさに私たちがまだ気づいていないという一面も多くあり、登録を契機にもう一度自然の大切さや地域に存在する貴重な宝を再発見・再確認し、理解を深め、心から自然保護意識を醸成することが求められています。

ユネスコエコパークの理念・目的は、「保護・保全」「持続可能な地域振興」「学術調査研究・人材育成」の3点にあります。この理念・目的に基づき、生物多様性保護（野生生物保護条例）の制定や、身近に親しめる森や川の整備による自然環境と野生生物の保護・保全が必要とされています。また、自然環境の基礎調査などの学術調査やガイドの育成を行い自然の価値を高めるとともに、私たち一人ひとりの自然保護意識の醸成により、自発的な行動を促し、自然環境の保護・保全を推進し、持続可能な地域振興へと結びつける行動が求められています。

## 基本方針

「自然首都・只見」の自然保護意識の醸成のため、ユネスコエコパークの理念に基づく自然環境の保護・保全、学術調査研究・人材育成などを実施し、持続可能な地域振興を目指します。

### 自然保護意識の醸成

- (1) 自然環境の保全
- (2) 自然の利活用



只見ユネスコエコパークの特徴のひとつ  
豪雪が創り出す「雪食地形」と「モザイク植生」

## 主な施策

### (1) 自然環境の保全

- ①自然環境の基礎調査の実施
- ②「自然首都・只見」学術調査事業の実施
- ③生物多様性保護(野生動植物保護)条例の制定
- ④高層湿原・湖沼、巨樹・巨木、希少動植物の保護・保全
- ⑤生態系のモニタリングと外来種の駆除

### (2) 自然の利活用

- ①只見の自然を身近に体験し、理解できる「ただみ観察の森」の整備推進と積極的な活用
- ②安心・安全な水辺環境の整備と川や湖に親しむ機会の創出
- ③町公認自然ガイドの育成
- ④「只見町ブナセンター」を中心とした環境教育、実習、各種研修の実施
- ⑤八十里越の史跡化とロングトレイルの整備
- ⑥自然資源を活かした新エネルギーの推進(小水力発電・地中熱・太陽光など)



町内のブナ林での環境教育



ただみ観察の森「梁取のブナ林」



安心して川で遊ぶ子どもたち  
(安心・安全な水辺環境の提供)



軽水力発電モデル事業

## 2. 雪と共存するまちづくり

### 現状と課題

本町の自然の特色は、冬季間の多雪がもたらす豊潤な水とブナに代表される広大な森林になります。この豊富な水量をもたらすのは、1年の半分を占める降雪であり、年間降水量2,300ミリのうち雪はその56%を占めており、年間13メートルにも及ぶ累計降雪量が雪解け水となって流域一体を潤しています。また、町の面積の9割を占める森林のほとんどは、ブナを中心とした落葉樹林であり、これが雪解け水を蓄える水がめの役割を果たし、1年間を通して安定した水量を川に供給しています。私たちは、この自然環境の中で生み出される恩恵を受けて様々な生産活動を行い、収穫物を得ながら現代まで暮らしを営んできていることを深く認識しなければなりません。また、雪は新たな可能性を秘めた地域資源として、今後とも雪と共生しながら新たな活用方策を含めて雪国文化や雪国の利点を活かした取り組みが求められています。

反面、車社会、高齢化社会の到来により、これまで以上に雪はやっかいな存在となりつつあり、特に高齢者世帯などの事故を防ぐための雪対策は、これからの町づくりの重要な課題となっています。また雪は住宅の倒壊、園芸（トマト・花卉）用パイプハウスの被害、道路・鉄道交通機能の低下、建設工事がストップするなど、与える影響は大きく、交通、産業、生活など全ての面にわたることから、雪の克服なしに町の振興発展はない状況です。

この様なことから、除雪機械の充実、流雪溝や消融雪施設整備を計画的かつ積極的に実施するとともに、地域に生活する高齢者を含めたすべての住民が安心して冬季間に生活していけるための町並みづくりや克雪に対する支援策の充実、さらには、地域社会での助け合いにより住民生活を守る仕組みづくりが求められています。

### 基本方針

雪が豊かな自然を形成し、私たちに大きな恩恵をもたらしてくれていることを深く認識し、雪国に暮らす利点を活かし、雪と共存した地域を構築します。

また、住民の長年の悲願でもある「雪に負けない暮らしづくり」のため、除排雪体制の整備や新たな支援策を構築し、地域社会の助け合いにより雪に強い町づくりを構築します。

#### 雪と共存するまちづくり

- (1) 雪を活かし楽しむ地域づくり
- (2) 雪に負けない地域づくり



只見ふるさとの雪まつり

## 主な施策

### (1) 雪を活かし楽しむ地域づくり

- ①「只見ふるさとの雪まつり」など雪を楽しむ観光の促進
- ②雪の特性を活かし活用する仕組みづくりの検討
- ③雪の恵みを学ぶ「環境教育」の実施
- ④雪かきなど雪国体験機会創出による交流人口の拡大
- ⑤雪国文化の継承と産業振興への活用

### (2) 雪に負けない地域づくり

- ①道路除雪機械の計画的整備と充実、除雪オペレーターの育成
- ②通学路の点検と安全対策の充実
- ③高齢者世帯等の除排雪支援体制の充実
- ④雪国に適した道路整備の推進
- ⑤克雪住宅への改築費等に対する助成制度の充実
- ⑥危険な屋根からの落雪に配慮した町並みづくりの推進
- ⑦地域社会で雪害を防ぐ相互扶助意識の確立
- ⑧効率的な除排雪体制と消融雪設備の調査・研究



雪国に適した道路整備



タイヤドーザによる道路除雪



通学路の除雪

### 3. 道路網の整備と定住環境の整備

#### 現状と課題

地域の振興と豊かで住みよい生活環境を創造するには、道路網の整備は極めて重要です。本町の道路体系は、国道252号及び国道289号を中心として周辺市町村に伸びていますが、国道252号六十里越地点は、冬期6ヶ月間交通が途絶し、国道289号八十里越地点は、現在工事中であり早期開通が強く望まれています。市街地については、幅員が狭く見通しが悪い箇所が存在しており、交通安全の観点からもその解消が求められています。

県道においては、とくに県道小林・館の川線が平成23年7月の新潟・福島豪雨災害時に国道289号の迂回道路としての役割を担い、その重要性が再認識され早期の整備促進が求められています。町道については、国・県道へのアクセスなど住民生活を送るうえで重要な道路でありますので、整備計画に基づいて着実に整備していくことが求められています。

これまで町営住宅が主に担ってきた定住のための住宅については、老朽化が進み長寿命化対策が必要となっています。あわせて、共働き世代の増加により所得が増加したことで、公営住宅法に基づく所得制限で入居できないケースも増えていることから、多様なニーズに対応した若者などが安心して定住できるための住宅の整備が求められています。一方で、町内には空き家が増えていることから、そのうちの優良な空き家を定住のための住宅として有効活用し、定住と空き家解消を図る制度の充実も求められています。

#### 基本方針

快適な生活環境と、町の発展、通年の経済活動を形成する上で重要な位置付けとなる高速交通体系との連携を図る基幹道路の整備と生活道路の計画的整備・充実とあわせて、多様なニーズに対応した住宅整備、優良な空き家等の活用を推進します。

#### 道路網の整備と定住環境の整備

- (1) 国道・県道の整備促進
- (2) 町道の計画的整備
- (3) 定住環境の整備

#### 主な施策

##### (1) 国道・県道の整備促進

- ① 国道289号(八十里越)の早期開通の要請と住民運動の実施
- ② 国道289号(八十里越)の開通を見据えた只見地内と入叶津地内のトンネル化の推進  
(緊急車両の新潟県域への搬送時間短縮と中心市街地への誘導策)
- ③ 国道252号(六十里越)のゴールデンウィーク前開通の活動
- ④ 農村景観イメージを損なわない、除雪に配慮した拡幅工事等の推進
- ⑤ 県道布沢横田線のトンネル化の要請
- ⑥ 県道小林・館の川線の早期拡幅・通年通行の要請
- ⑦ 災害に対応した路線の複合化整備(代替えルートの整備促進)

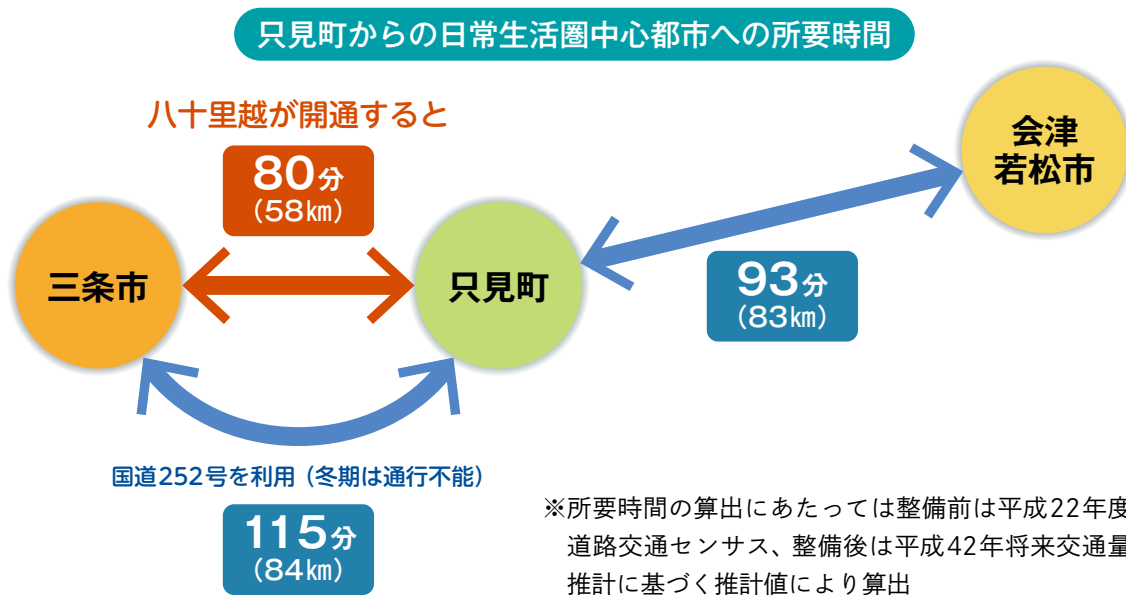


(2) 町道の計画的整備

- ① 町道整備計画に基づく着実な整備
- ② 冬季孤立住宅解消のための一軒家対策の推進

(3) 定住環境の整備

- ① 町営住宅の老朽化対策と定住住宅の整備促進
- ② 空き家活用のための情報管理と支援制度の充実  
(空き家バンク制度の創設、空き家改修補助事業の拡充等)
- ③ 空き家を未然に防ぐための新たなモデル事業の創設
- ④ 只見産材を利用したモデル住宅の普及啓発と支援制度の充実(県産材補助制度の周知・広報)
- ⑤ 地域に合った在来工法の伝承・研究活動の実施



空き家活用モデル事業  
「ふるさと館田子倉」



開通が近づく国道289号八十里越

## 4. 自然と調和し地域イメージに合った景観づくり

### 現状と課題

本町では、豊かな自然を守り、住みよい町づくりを進めるため、平成11年に「うつくしい只見町の風景を守り育てる条例」を制定するとともに、只見町景観ガイドラインにより全町的な景観保全の取組みを推進してきました。また平成15年度に策定された「只見町地域住宅計画（ホープ計画）」に基づき町営住宅の整備とあわせて町並み景観の形成への取組みが行われてきました。その結果、各種団体や集落等においては、花木の植栽や除草作業などのボランティア活動が行われ、景観づくりへの意識が醸成されつつあります。

しかし、住宅建築においては多種多様な価値観などから、必ずしも自然と調和した町並み景観となっていないのが現状です。これには、PR不足も要因の一つではありますが、行政からの誘導策も不十分であると考えられます。

「只見ユネスコエコパーク」に登録となった本町においては、自然と調和した地域イメージに合った景観づくりを進めていくことで、交流人口の拡大や地域の魅力アップなど、只見ブランドの形成や地域振興をすすめる上で果たす役割は大きいことから、住民間で景観づくりに対する価値観の共通認識や合意形成を図り、住民と行政が一体となった只見にふさわしい景観づくりを進めていくことが求められています。

### 基本方針

「うつくしい只見町の風景を守り育てる条例」及び只見町景観ガイドラインの趣旨を普及するとともに自然と調和する景観を整備するための仕組みを整備し、住民間で価値観の共通認識を持ち、美しい山なみ景観づくりを誘導する施策を展開します。

#### 自然と調和し地域イメージに合った景観づくり

- (1) 自然と調和した町並み景観の創出
- (2) うつくしい山なみ景観づくりの推進



地域で行われる植樹事業

## 主な施策

### (1) 自然と調和した町並み景観の創出

- ① 景観条例「うつくしい只見町の風景を守り育てる条例」の普及・啓発
- ② 只見町地域住宅計画(ホープ計画)の普及・啓発と支援制度の創設
- ③ 街並み景観形成協定の創設と助成制度の検討
- ④ ポケットパーク及び散歩コース等へのベンチの設置
- ⑤ 美観ポイントへの案内看板・ベンチの設置
- ⑥ 景観維持のための危険空き家の除去と公共空間での活用

### (2) うつくしい山なみ景観づくりの推進

- ① 道路等公共空間への花木植栽による景観づくり
- ② 人工林を含む道路沿線除草による景観づくりの実施
- ③ 景観づくりを推進するための集落・地域交付金制度の創設



蒲生カタクリ公園



地域住宅計画に基づき建築された町営住宅



沿道緑化事業

## 5. 水環境の保全と上下水道の整備

### 現状と課題

私たちには、ブナに代表される広大な森林や多雪から生み出される安定的で豊潤な水資源を、後世に大切に引き継いでいく義務と責任があります。

現在の暮らしは、生活様式の多様化に伴い水を使用する機会が増え、水道水を安定的に確保し供給することは安心した住民生活を送る上で欠かせないものです。しかし簡易水道施設の送水管や施設の老朽化対策や使用量の増加への対応も必要であることから、水質の安全対策などを含めて年次計画に基づいた設備の維持修繕、集落営給水施設の改善が求められています。

また、水環境の保全及び快適な生活環境の維持・構築のためには、引き続き農業集落排水事業の適正な管理運営、及び合併処理浄化槽設置整備事業を計画的に実施することが求められています。

しかし、浄化施設は決して万能なものではありません。常日頃、台所などから出される生活排水が水質悪化や魚類などの水性生物の生息環境を奪う原因となることを深く認識し、浄化施設が順調に稼動するための正しい使用方法と良質の水が私たちの生活を支えてくれているという気持ちを常に持ち続けることが必要です。

また、農業集落排水事業の処理場から出る汚泥についても、肥料化し利用するなど循環型社会構築のための有効利用を引き続き進めていくことが求められています。

### 基本方針

水質の安全対策を進めるとともに、水道水を安定的に確保し給水できる水道施設の維持・整備を進めます。あわせて、環境に配慮した快適で住みよい生活環境を維持し、豊潤で安定的な水資源を保全するための生活スタイルの改善に努めます。

#### 水環境の保全と上下水道の整備

##### (1) 上水道の整備

##### (2) 下水道の整備

### 主な施策

#### (1) 上水道の整備

- ①簡易水道施設の計画的な管理・運営
- ②集落営給水施設の改善事業の実施
- ③水質の安全・安定供給体制の維持・推進

#### (2) 下水道の整備

- ①農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置整備事業の計画的な管理・運営
- ②合併処理浄化槽の定期検査等の適正管理の推進
- ③コンポストの利用促進
- ④水環境維持のための啓発活動の充実

## 6. 環境衛生の充実

### 現状と課題

本町のごみ処理は、南会津地方環境衛生組合の処理施設によって行われ、指定ごみ袋により可燃ごみ、不燃ごみ、ペットボトル、ガラス瓶等の分別収集を行い、粗大ごみについては1年に2回程度回収を行っています。このごみ処理においては、分別の徹底を図り、環境にやさしい生活をしていくことが、地域イメージを形成する上で大きなウエイトを占めています。

一方で、「ごみはごみにしなければごみではない」とも言われており、家庭から排出されるごみで最も大きな割合を占める生ごみの排出量を抑え、肥料として再利用することが、ごみの排出量抑制に向けた有効な手段として求められています。また、日常の買い物においては、率先して簡易包装された商品を選ぶことや、買い物袋を持参するなど、事業所や店舗を含めた住民の啓発活動を推進する取り組みが継続して必要となっています。今後は、さらなる分別収集の実施やリサイクル運動の確立が検討課題となっています。

### 基本方針

豊かな自然ときれいな水を次世代へ引き継ぐため、利便性のみを追求した生活スタイルを見直し、資源循環型社会を確立します。

#### 環境衛生の充実

- (1) ごみの減量化と資源化の推進(もったいない運動の推進)
- (2) 不法投棄等の防止対策

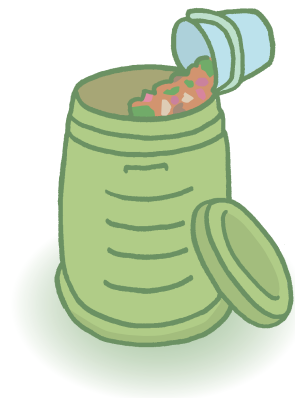
### 主な施策

#### (1) ごみの減量化と資源化の推進(もったいない運動の推進)

- ① 環境衛生教育の推進(普及啓発と学習会の開催)
- ② ごみの分別収集の徹底
- ③ 高齢化社会に向けたごみ回収システムの確立
- ④ ごみの減量化に向けた生ごみの肥料化の推進
- ⑤ ごみにしない運動の推進(もったいない運動)

#### (2) 不法投棄等の防止対策

- ① 不法投棄防止のための地域住民による見回り・監視の充実
- ② 飼養動物愛護精神とマナーの徹底





コンポスト肥料「ただみコンポ」を生産、販売する資源リサイクルセンター（下福井）